

# 系統用蓄電池をはじめとする発電等設備の迅速な 系統連系に向けた対応について

2026年3月27日

資源エネルギー庁

# 本日の御議論

本日は以下の2つについて御議論いただきたい。

## 1. 系統アクセス手続きにおける規律強化

- ① 一事業者あたりの接続検討の上限設定について
- ② 迅速な系統アクセス手続きの実現に向けた今後の取組みについて
- ③ 系統用蓄電池の受付条件について【御報告】

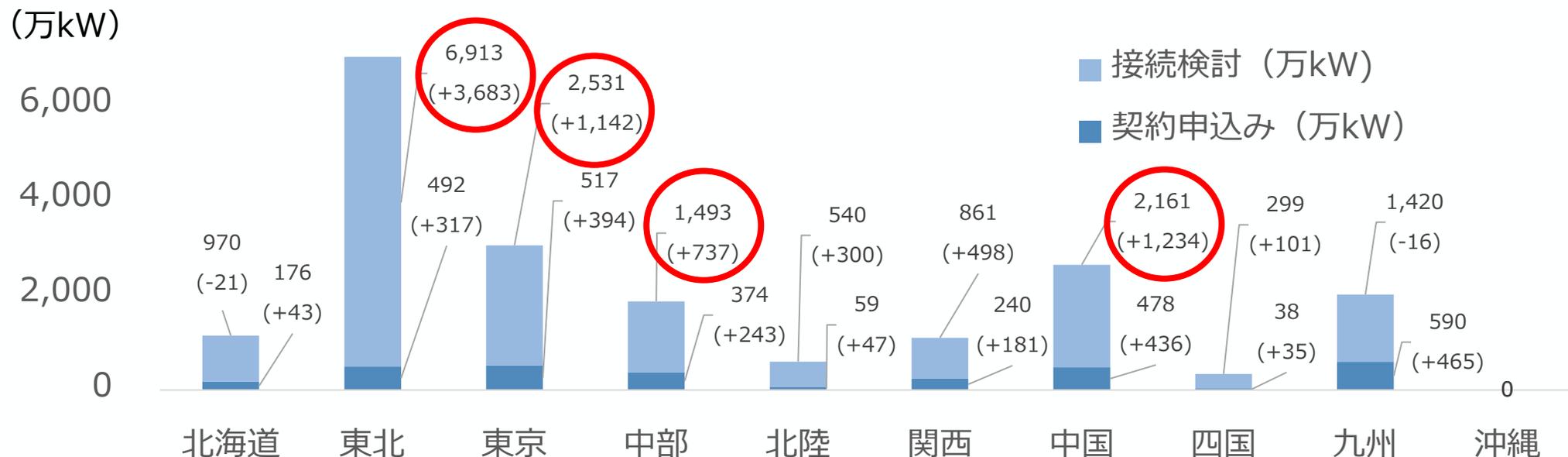
## 2. 系統情報の開示の在り方について

# 系統用蓄電池の接続検討等の状況

- 足下、連系済みの系統用蓄電池は約64万kW（2025年12月末時点）であるのに対し、接続検討受付の状況にあるのは約17,200万kW（2025年12月末時点）、契約申込み受付の状況にあるのは約3,000万kW（2025年12月末時点）となっている。

## 系統用蓄電池の接続検討等の受付状況

（2025年12月末時点、括弧内の数字は2024年12月末時点からの増減）



(※) 一般送配電事業者において集計したデータを元に、資源エネルギー庁において作成。  
 (※) 集計対象は各手続段階の高圧以上の蓄電池について集計。  
 (※) 接続検討のすべてが系統接続に至るものではない。  
 (※) 数値は小数点第1位を四捨五入した値。

# 1. 系統アクセス手続きにおける規律強化

# 一事業者あたりの接続検討数の上限設定について

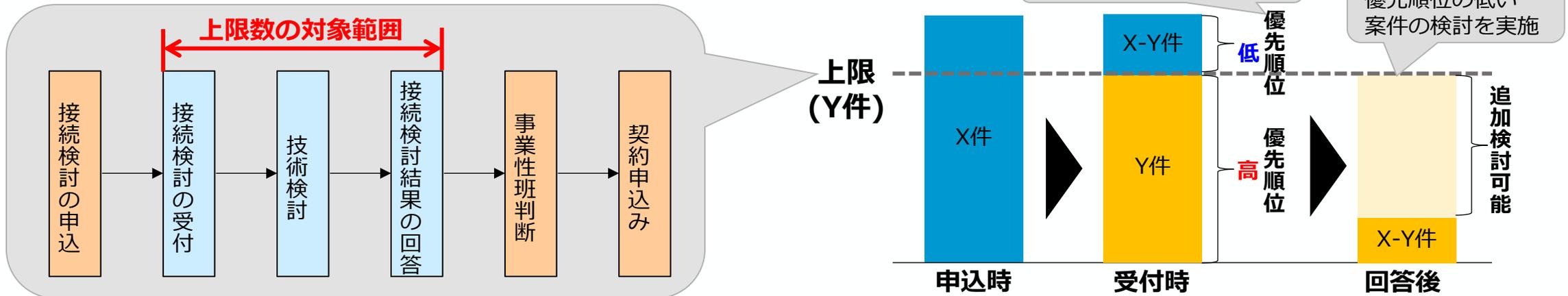
- 第4回次世代システムワーキンググループ（2025年9月24日）において、一部の事業者が、短期間に同一の一般送配電事業者に対して100件を超える接続検討申込みを行っている事例等が複数確認されたことを踏まえ、一事業者あたりの接続検討数に一定の上限を設けることとした。
- 現在も、特にシステム用蓄電池を中心として接続検討申込みは増加傾向にあり、回答期限直前での接続検討回答が常態化しているのみならず、接続検討申込みの受付に長期間を要する状況が継続している。
- このような状況下において、特定の事業者の多数の申込みに対応するため、一般送配電事業者の限られたリソースが集中的に割かれることは、事業者間の公平性を損なうおそれがあり、発電等設備の迅速なシステム連系を実現する観点からも可及的速やかな対応が求められる。
- 以上の趣旨を踏まえ、本日は一事業者あたりの接続検討数に上限を設定することについて、その基本的な考え方および具体的な方向性について御議論いただきたい。

# (参考) 接続検討数の上限設定

(出所) 第4回次世代電力システムワーキンググループ (2025年9月24日) 資料4  
より一部修正

- 急増する接続検討について分析を行ったところ、一事業者が、短期間に100件以上の接続検討申込みを同一の一般送配電事業者に対して行っている事例等が複数見受けられた。多数の接続検討申込みが行われることにより、一般送配電事業者による受付等に時間を要し、系統用蓄電池の系統アクセス手続きの長期化につながっている。
- 一事業者の接続検討申込みに対して、一般送配電事業者が行う接続検討（下図中、赤線で示す接続検討の受付～接続検討結果の回答の範囲）の期間における案件数に上限を設定することとしてはどうか。その上で、事業者が接続検討数の上限を超える申込みを行った場合、案件の優先順位が高いものから、上限の範囲内で接続検討を実施することとしてはどうか。  
※各一般送配電事業における上限の設定であり、全国における上限でないことに留意。
- こうした取組を行い、一度に多数の申込みを行う事業者の申込み件数に制限を設けることで、全ての事業者が、より迅速に接続検討の機会を得ることを可能とすることが必要ではないか。
- 本取組については、可能な限り早期の実現に向け、具体的な上限数や一事業者の定義について、更なる検討を進めることとしてはどうか。

## 接続検討における上限設定のイメージ



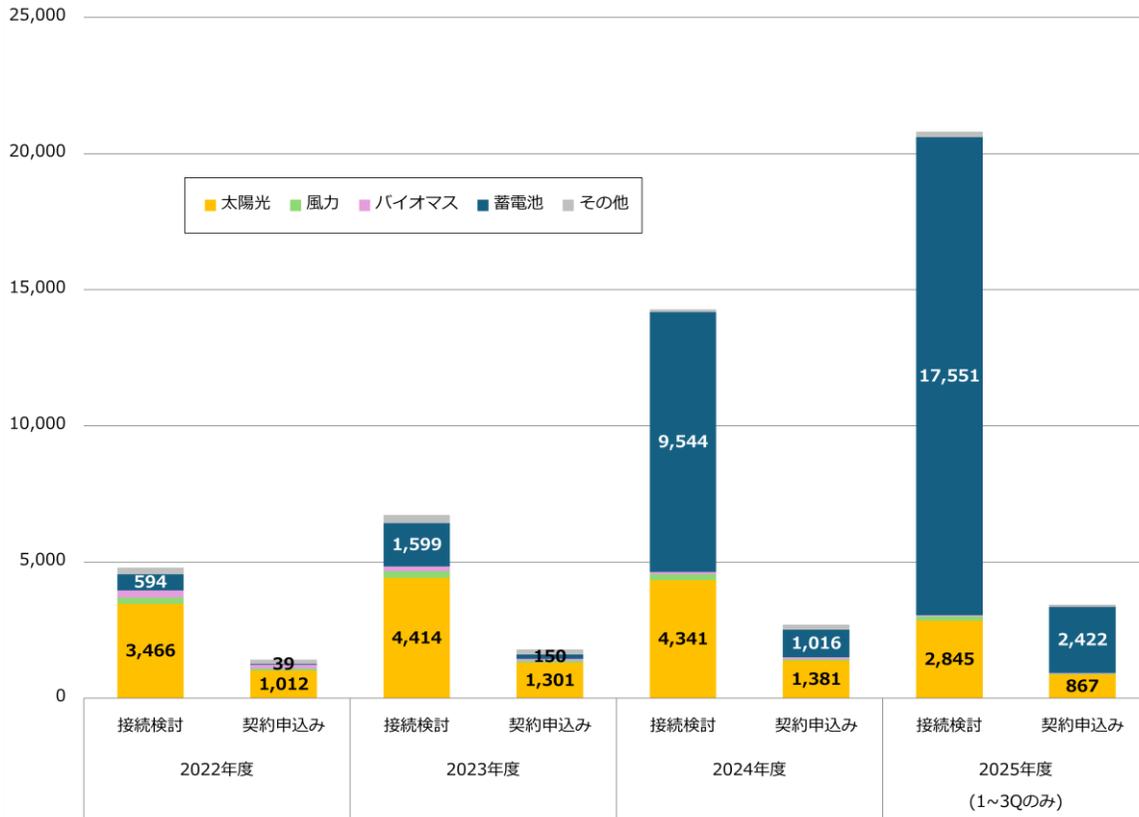
# ①ー1：一事業者当たりの接続検討数の適用対象

- 一事業者あたりの接続検討数の対象として、電源間の公平性の観点から、全電源種を対象とすることが望ましいと考えられる。
- 他方、足下の接続検討の状況を見ると、系統用蓄電池の接続検討申込みが半数以上を占めており、特に系統用蓄電池において一部ではあるが、一事業者による多数の申込みが行われている実態がある。
- 系統用蓄電池の接続検討の増加が他の検討に影響を及ぼし円滑な系統アクセス手続きを妨げている実態を踏まえると、まずは接続検討が急増している系統用蓄電池\*について、一事業者あたりの接続検討数の上限を設定することとしてはどうか。
- その他の電源への適用については、今後の接続検討の状況を踏まえ、円滑な接続検討の実施に必要と判断される場合に、同様の上限設定を検討することとしてはどうか。

※系統用蓄電池は、系統に直接接続され、特定の電源の出力変動ではなく、電力システム全体の需給変動への対応に活用されるものとし、他の電源種、需要と併設する蓄電池においては、設備容量等の面から蓄電池が主たる設備と判定される場合は適用の対象となる。  
(判定は各エリアの一般送配電事業者等が行う。)

# (参考) 接続検討の申込み状況

## 電源種別の接続検討の状況



全国の電源種別の接続検討および契約申込み受付件数

※1,2

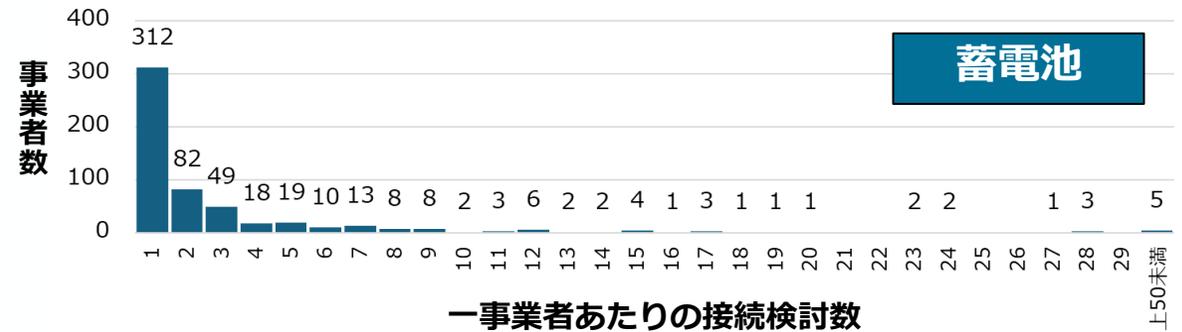
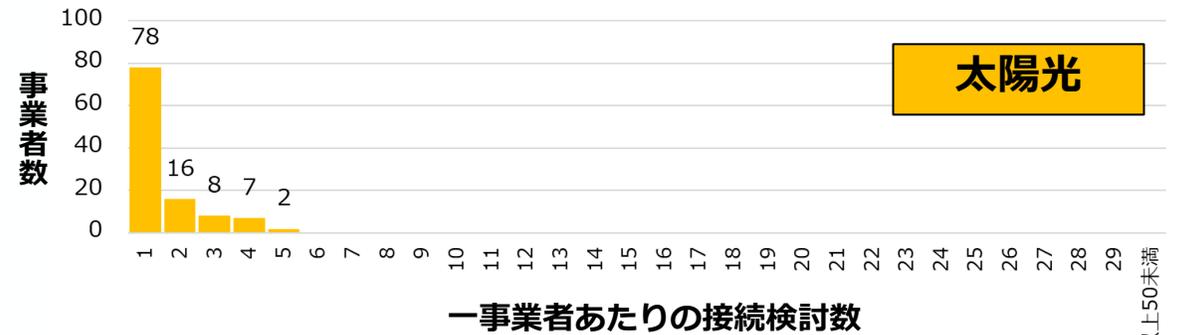
(出所) 電力広域的運営推進機関「発電設備等系統アクセス業務に係る情報公表について(2025年10月~12月の受付・回答文)」ほかを基に事務局に集計

※1: 500kW以上の発電等設備を集計

※2: ヒストグラム上部の数値は接続検討の受付総数であるが、複数電源種の申込みもあるため電源種別毎の数値の合計とは一致しない。

## 一事業者あたりの接続検討数

### 九州エリアにおける2025年4~6月,7~9月,10~12月での接続検討の受付実績



(出所) 一般送配電事業者提出資料を元に資源エネルギー庁が作成(2026年3月時点)

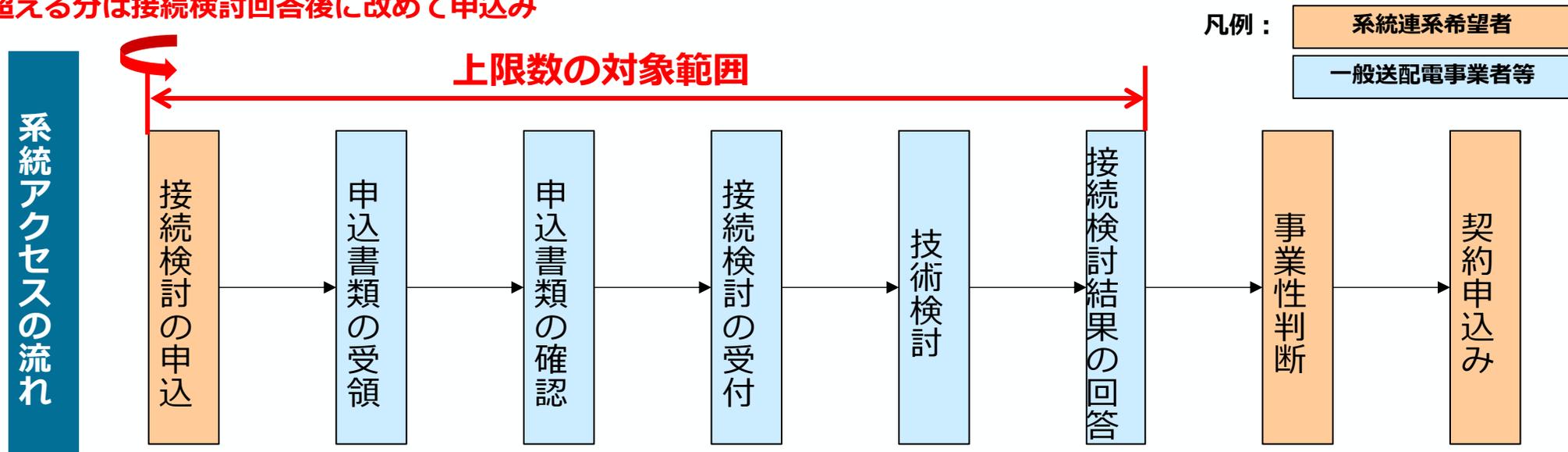
## ①一 2：接続検討数の上限設定における一事業者の定義

- 接続検討申込書には、申込者の事業者名、住所等の記載が求められている。
- 本対策の実施にあたっては、当該接続検討申込書に記載されているこれらの項目を基に、同一事業者であるかを判断することとしてはどうか。
- なお、一事業者の特定にあたり、運用状況等を踏まえつつ、必要に応じて上記以外の項目についても追加していくこととする。

# ①一3：上限数を超過する申込みの取扱い

- 接続検討の申込みが行われた際には、一般送配電事業者が申込書類の内容を確認した上で、検討料の入金を確認し、受付を行うこととなる。他方、現在では多数の接続検討申込みが行われており、一般送配電事業者による申込書類の確認や受付等に時間を要している状況にある。
- このような状況を踏まえ、系統連系希望者による接続検討申込みから接続検討結果の回答までの範囲を上限数の対象とした上で、当該上限数を超過する申込みが行われた場合には、一般送配電事業者による申込書類の確認は行わず、上限超過が解消された後に、系統連系希望者に対して改めて接続検討の申込みを求めることとしてはどうか。

上限を超える分は接続検討回答後に改めて申込み



# ①ー4：一事業者あたりの接続検討数の上限の考え方

- 系統用蓄電池の申込み状況については、エリアごとに大きく異なる実態があるため、全国一律の数値を定めるのではなく、**統一的な上限設定の考え方を基にエリア毎に上限数を設定することとしてはどうか**<sup>※1</sup>。

※1 沖縄エリアでは現時点で系統用蓄電池の大量申込みが行われていないため、当面は系統用蓄電池を対象とした上限設定は行わないこととし、今後の申込状況に応じて上限設定の適用を検討する。

- 具体的には、一事業者あたりの上限数の算定にあたり、過去の実績分布に基づき、統計的に見て著しく多い申込みを行う一部のケースを抑制する観点から、**各エリアの過去年度における「一事業者当たり接続検討件数の実績」<sup>※2</sup>をサンプルとして用い、平均値+2σを上限として設定することとしてはどうか**。上限数算定に用いる実績値については、系統用蓄電池の接続検討が急増した最近の年度を用いると、円滑な接続検討の実現という目的に沿わない上限数となる可能性がある。このため、エリア毎に**接続検討が急増する以前の前年度実績を用いることを基本としてはどうか**。

※2 系統用蓄電池のみを対象とする場合、1事業者あたりの3か月間での系統用蓄電池の接続検討受付の件数の実績

- 他方、事業者ヒアリングにおいては、例えば1つの事業用地において連系位置等の条件を変更し、複数のパターンで接続検討を行う必要があるとの意見も示されている。こうした実態を踏まえ、**適切な接続検討が不当に制約されることがないように、上限数の最低値を設定することとしてはどうか**。また、**その最低値については、足元での申込みの90%程度をカバーできる水準として、5件とすることとしてはどうか**。
- すなわち、**平均値+2σもしくは最低値である5件のいずれか高い方を上限と設定することとしてはどうか**。

## (参考) 上限数の試算結果

エリア	実績使用年度	平均値+2 $\sigma$ ※	上限数※
北海道	2023年度	4	5
東北	2023年度	6	6
東京	2024年度	11	11
中部	2023年度	4	5
北陸	2023年度	8	8
関西	2024年度	10	10
中国	2023年度	4	5
四国	2023年度	4	5
九州	2023年度	8	8
沖縄	—	—	—

(出所) 各一般送配電事業者提出データを元に資源エネルギー庁が作成 (2026年3月時点)

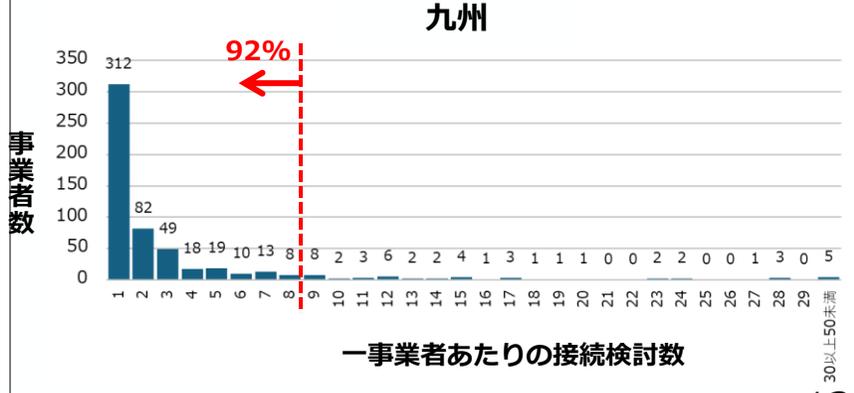
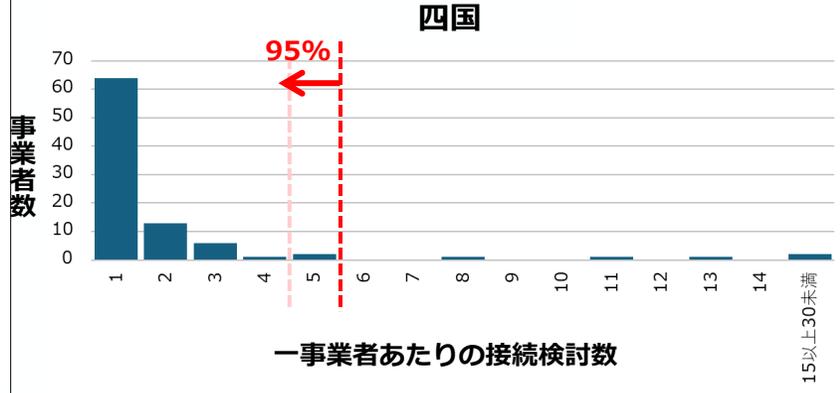
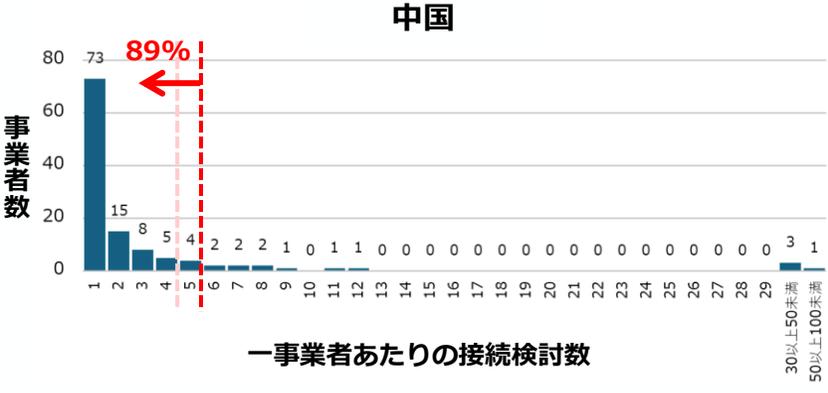
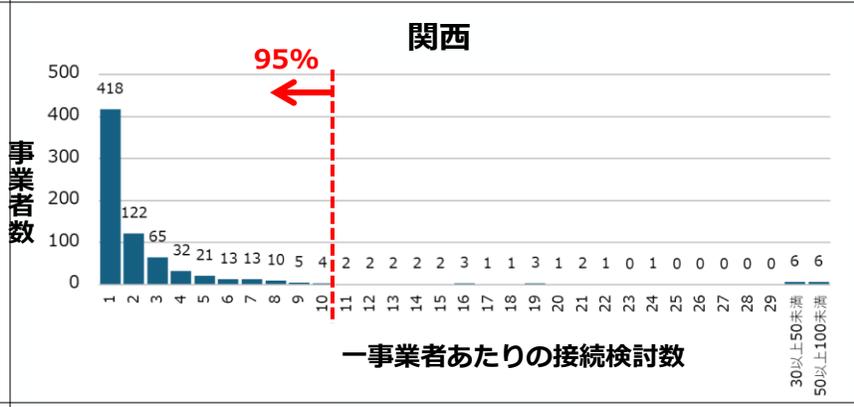
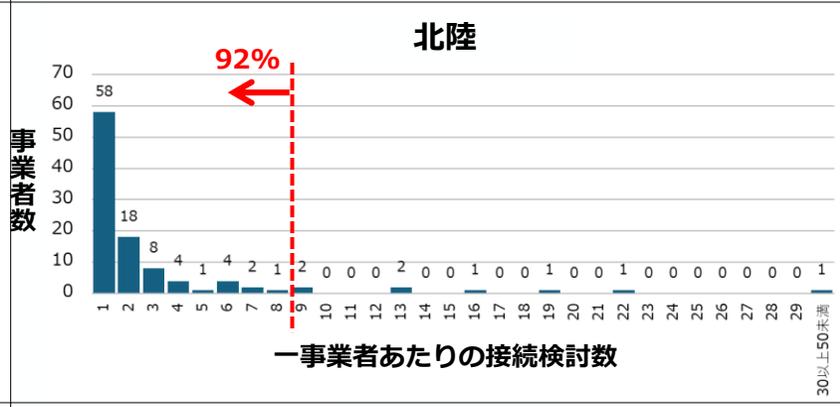
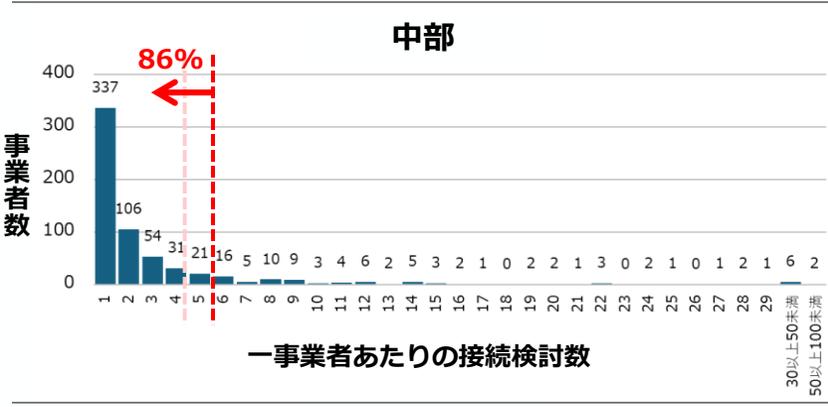
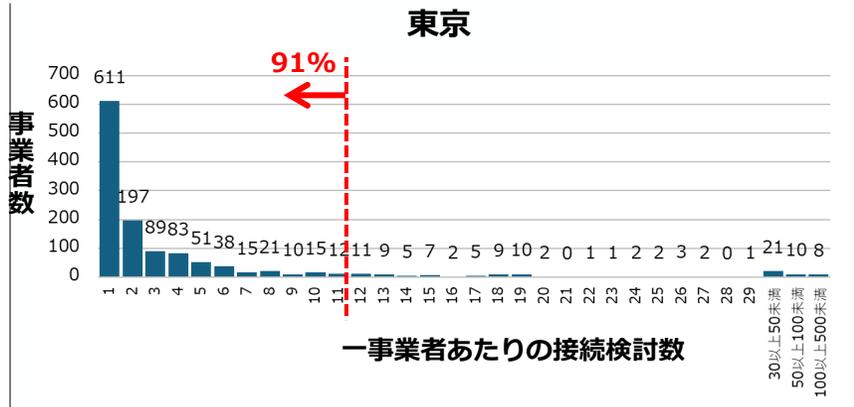
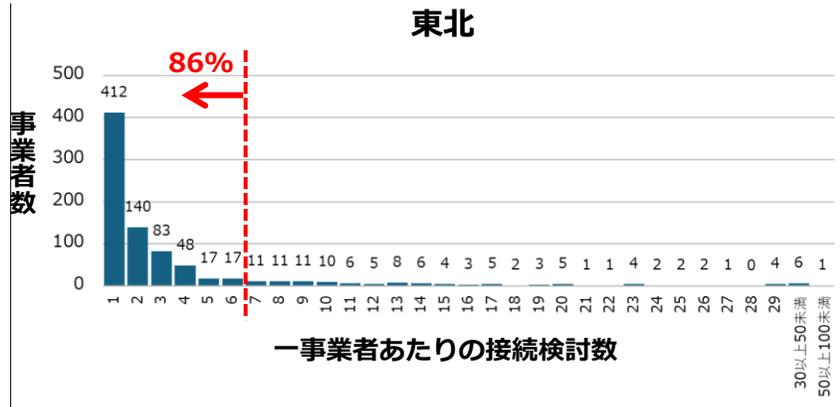
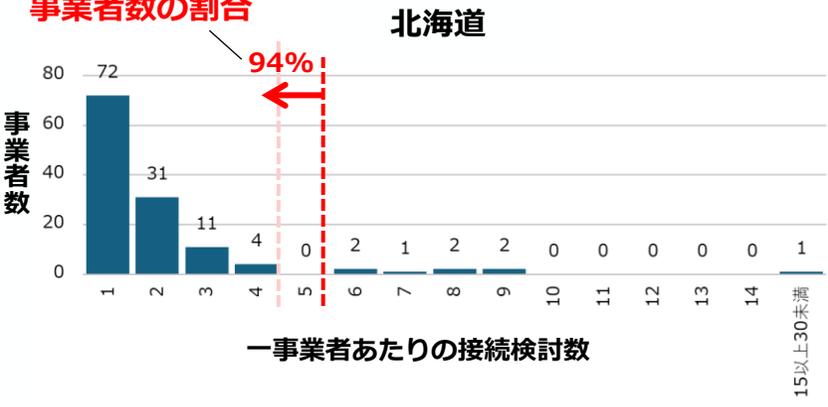
※本試算は2026年3月時点の結果に基づくものであり、実際の上限数とは異なる可能性がある点に留意する必要がある。

# (参考) 系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数

上限範囲内にある事業者数の割合

各エリアにおける2025年4~6月,7~9月,10~12月における接続検討の受付実績

--- 上限数 --- 平均値+2σの値



(出所) 各一般送配電事業者提出資料を元に資源エネルギー庁が作成 (2026年3月時点) ※上限数は2026年3月時点の試算結果に基づくものであり、実際の上限数とは異なる可能性がある点に留意する必要がある。 13

## ①一5：接続検討数の上限設定の見直しについて

- 系統用蓄電池については、足元における接続検討申込みの急増を踏まえ、当面の対応として、一事業者あたりの接続検討件数に上限を設ける方針とした。他方、接続検討の申込み状況は、系統用蓄電池を取り巻く制度面や市場環境等の事業環境の変化により、大きく変動し得る。
- また、今後、系統用蓄電池以外の電源種においても接続検討の申込みが急増し、電源種間又は事業者間における公平性の確保が困難となる場合には、上限設定の対象を他の電源種へ拡大することも想定される。
- このため、接続検討件数の抑制・低減を目的とした他の施策の導入状況を踏まえつつ、一事業者あたりの上限設定の効果や公平性の観点から、状況に応じて見直しを行うこととしてはどうか。

## ①一6：一事業者あたりの接続検討数の上限設定の適用開始時期

- 接続検討の申込みが急増している現下の状況を踏まえると、健全かつ円滑な系統アクセス検討の環境を整備し、系統連系希望事業者全体の利便性及び公平性を確保する観点から、本対策を可能な限り早期に実現していく必要がある。
- 本対策を実現するためには、電力広域的運営推進機関の関係規程類の改正等が必要になるが、可能な限り速やかに改正を行うこととしてはどうか。
- また、改正時点で接続検討の申込みがなされていても、接続検討の受付がなされていない（書類確認などの途上）案件については、本対策の上限を適用する形で整理することとしてはどうか。

## 2. 迅速なシステムアクセス手続きの実現に向けた今後の取組について

- 事業化に至る見込みが不透明な多数の接続検討申込みによるシステムアクセス手続きの長期化が課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、事業確度が高い案件の迅速なシステムアクセス手続きを実現するための取組として、一事業者あたりの接続検討数の上限設定や、事業者ニーズを確認した上での接続検討早期回答スキーム等の検討を進めてきたところ、これらの取組を今後導入したうえで、接続検討申込みの動向を継続的に注視するとともに、効果の検証を行っていく必要がある。
- その上で、仮に今後も、契約申込みにつながらない接続検討件数の高止まりが継続するなど、現行の取組のみでは十分な抑制効果が得られないと認められる場合には、迅速なシステムアクセス手続きの実現に向けた追加的な対策についても検討することとしてはどうか。
- また、接続検討の判断に資する情報の公開等についても取り組んできたところ、事業者による適切な申込み判断を促す観点から、既存の公表情報の拡充を含め情報公開についても引き続き検討することとしてはどうか。

### 3. 系統用蓄電池の契約申込みにおける受付条件について（御報告）

- 系統用蓄電池は、放電時には発電設備として、充電時には需要設備として系統を利用することから、**接続にあたり、発電設備としての系統連系申込みに加え、需要設備としての接続供給申込みが必要**となる。
- 現行の運用ルールでは、これら二つの申込みを同時に行うことまでは求めていないものの、一般送配電事業者が契約申込み受付後に実施する技術検討等を進めるためには、発電側および需要側の双方の申込みが必要である。
- 他方、実務上は接続供給申込みが提出されず、需要側の条件が確定しないことにより、系統アクセス手続が停滞する事例が一部に見受けられ、結果として、手続きが停滞するのみならず、系統アクセスのための対策工事に変更が生じ、事業者の採算性にも影響を及ぼす可能性がある。
- これを踏まえ、円滑な系統アクセスを確保する観点から、**系統用蓄電池に係る契約申込みの受付条件として、発電側および需要側の両方の契約受付していることを要件とすることとする**。
- なお、本対応の厳格な運用を図る観点から、今後、速やかに関係規程類の改定等を行っていく。

## **2. 系統情報の開示の在り方について**

# 系統情報の開示の在り方に関する検討の方向性について(1/2)

- 一般送配電事業者等の系統に関する情報（系統情報）は、電力システムを利用している電源設置事業者にとって極めて重要な情報であり、「系統情報の公表の考え方（資源エネルギー庁ガイドライン）」において、公開情報や開示情報などの詳細な内容を示している。
- このうち、開示情報とは、一般送配電事業者及び配電事業者が系統連系手続における接続検討申込みをした開示請求者と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定した上で提供する情報であり、電源設置事業者が系統シミュレーションを行い、出力制御の予見可能性を高めること等を目的に電源に関する情報開示している。
- 開示情報には、「過去の発電出力及び放電出力の実績」及び「電源の新設・停止・廃止」の情報が含まれており、各電源設置事業者から提供された情報を一般送配電事業者がとりまとめ、開示請求者に提供している。
- 「系統情報の公表の考え方」においては、各電源設置事業者に対してこれらの電源情報を提供することが望ましいとしているものの、経営上重要な情報であり競争への影響が懸念される可能性がある場合には、電源設置事業者が情報を提供しないことを認めている。
- 他方、開示に合意しない電源設置事業者が一定数存在しており、その結果として合意しない事業者の割合が多く、開示の効果が十分に発揮されないエリア（系統）も存在する。

# (参考) 各エリアにおける開示への同意率

2024年11月時点

エリア	①情報提供の対象となる事業者数【発電所数】	②情報提供に合意しない事業者数【発電所数】	③情報提供に合意していない事業者の割合【発電所の割合】 (②÷①×100[%])
北海道	91【177】	12【12】	13%【7%】
東北	355【650】	104【133】	29%【20%】
東京	335【679】	173【210】	51%【30%】
中部	205【532】	58【73】	28%【14%】
北陸	35【193】	5【5】	14%【3%】
関西	89【181】	14【15】	16%【8%】
中国	128【245】	29【31】	23%【13%】
四国	44【124】	6【6】	14%【5%】
九州	235【382】	39【44】	17%【12%】
沖縄	4【18】	0【0】	0%【0%】
10社合計	1,521【3,181】	440【529】	29%【17%】

(出所) 各一般送配電事業者提出資料を元に資源エネルギー庁が作成

# 系統情報の開示の在り方に関する検討の方向性について(2/2)

- 足元での系統余力の減少や今後系統混雑の増加等が想定されている中で、他の電源の連系状況等を踏まえつつ、電源の立地及び運用について検討することが可能な環境整備に対するニーズが高まっている。特に、現在開示情報とされている「電源の燃種（電源種）」、「設備容量」、「連系位置」等の情報は、電源の立地および運用を検討していく上で重要な情報である。
- 例えば、過去の発電出力及び放電出力の実績等の情報については、経営上重要な情報であることも想定されるものの、「電源の燃種（電源種）」、「設備容量」、「連系位置」等の情報が開示されることによる競争への影響は比較的軽微とも考えられる。
- このため、既設及び新設の電源における「電源の燃種（電源種）」、「設備容量」、「連系位置」等の情報を更に開示させる方策を検討することとしてはどうか。
- 具体的には、電源設置事業者の同意を要せずに当該情報を開示対象とする方策や、現行の事業者の同意を前提とする枠組みを維持しつつ、現状よりも同意率の向上を図るための方策が考えられるが、どのような方策が適切か、引き続き検討することとする。

# (参考) 系統情報の公表の考え方 <一部抜粋>

## <開示主体の開示内容等>

開示内容等	補足説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示主体 一般送配電事業者又は配電事業者</li> <li>・ 開示範囲 接続検討申込みを行った一般送配電事業者又は配電事業者の供給エリア全体</li> <li>・ 更新頻度 毎年度に更新</li> <li>・ 開示内容 過去の発電出力及び放電出力の実績 電源の新設・停止・廃止計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新頻度は、開示開始時点は過去1年度分を開示し、その後は毎年度に更新。</li> <li>・ 基幹系統又はローカル系統に接続する電源の過去の発電出力及び放電出力の実績については、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 匿名（発電所名及び蓄電所名は開示）で系統構成とセットで開示</li> <li>✓ 開示対象期間は、情報更新日から起算した3か月前～14か月前の1年間</li> <li>✓ 開示単位は発電等設備ごとに1時間単位</li> <li>✓ 電源種</li> <li>✓ 発電等設備単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度</li> <li>✓ 発電所単位又は蓄電所単位の運用制約（燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約）</li> </ul> </li> <li>・ 基幹系統又はローカル系統に接続する電源の新設・停止・廃止計画<sup>23</sup>。</li> <li>・ 配電用変電所以下に接続する電源については、電源種別ごと（太陽光発電、風力発電、その他電源等）の容量の合計値を開示する。</li> </ul>

注) ローカル系統及び配電用変電所以下における開示内容については、開示準備が整い次第、開示する。

その他、特筆すべき事項として以下のとおり。

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、秘密保持契約に関する問合せ窓口を設置することとする。
- 系統連系済みの発電等設備設置者は、電源情報開示の目的や主旨を理解し、一般送配電事業者及び配電事業者からの依頼に応じて電源情報を提供することが望ましい。
- 送電容量の制約による出力制御のシミュレーション精度向上のための情報として、一般送配電事業者及び配電事業者は、発電等設備設置者が情報提供に合意しているか否かの対応状況を系統図において色分けしたものを公開するとともに、開示請求に対する情報開示で情報提供に合意していない者の発電所名及び蓄電所名を開示すること。

# (参考) 開示情報における新設電源の情報について

- 一般送配電事業者等の系統に関する情報（系統情報）は、電力システムを利用している発電等設備設置者にとって極めて重要な情報であり、「系統情報の公表の考え方（資源エネルギー庁ガイドライン）」において、公開情報や開示情報などの詳細な内容を示している。
- このうち、開示情報とは、一般送配電事業者及び配電事業者が系統連系手続における接続検討申込みをした開示請求者と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定した上で提供する情報であり、発電等設備設置者が系統シミュレーションを行い、**出力制御の予見可能性を高めること等を目的に開示している。**
- 開示情報には、“過去の発電実績”および“電源の新設・停止・廃止”の情報が含まれている。このうち、“**電源の新設・停止・廃止**”の**情報**は、「発電等設備設置者が当該情報を提供する際は、原則、供給計画と可能な限り整合的な内容とする」としており、**基本的に系統連系済みの発電等設備設置者\*から一般送配電事業者に情報提供されることとなっている。**  
※連系済みの発電等設備設置者が電源の新設を検討している場合、連系前の電源情報が反映されるケースもある
- 他方、連系予約が行われる契約申込みの受付から実連系に至るまでには、一定のリードタイムが存在することから、現状の新設電源の反映タイミング（系統連系後の反映）では、連系予定かつ未連系の電源情報を把握することができないため、現行の開示情報ではシミュレーションの精度が向上しないケースも想定される。
- そのため、**開示情報における“電源の新設・停止・廃止”のうち、電源の新設情報については、契約申込みの受付がなされたタイミングで開示の対象とすることとしてはどうか。**また、**提供情報の更新頻度についても、現状の年1回から半年に1回に変更することとしてはどうか。**
- なお、系統情報の開示において、連系済み事業者の開示に関する合意（情報提供）が必要となっているところ、開示による効果をより高めるための開示情報の在り方についても引き続き検討する。

# (参考) 開示内容の変更案

基幹系統・ローカル系統に  
接続する電源

## 現行の運用

過去の発電出力実績 (発電機単位)	匿名、系統構成とセット
	開示対象期間は、情報更新日（当初運用開始日）から起算した3ヶ月前～14ヶ月前の1年間
	1時間単位
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電源種</li> <li>✓ 発電機単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度</li> <li>✓ 発電所単位の運用制約（燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約）</li> </ul>
電源の新設・停止・廃止計画	<p>供給計画と可能な限り整合的な内容</p> <p>※ 様々な熟度・検討段階にある新設・停止・廃止の計画が含まれるため 地元調整等が未了など、今後の状況変化がありうる情報等については、必ずしも整合性を求めない（地元調整の進捗等は発電事業者等が確認）</p>

## 変更点

## 変更後の運用（案）

過去の発電出力実績 (発電機単位)	匿名、系統構成とセット
	開示対象期間は、情報更新日（当初運用開始日）から起算した3ヶ月前～14ヶ月前の1年間
	1時間単位
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電源種</li> <li>✓ 発電機単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度</li> <li>✓ 発電所単位の運用制約（燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約）</li> </ul>
電源の新設・停止・廃止計画	<p>新設計画：契約申込みの受付がなされたタイミングで対象とする</p> <p>停止・廃止計画：供給計画と可能な限り整合的な内容※</p> <p>※ 様々な熟度・検討段階にある停止・廃止の計画が含まれるため 今後の状況変化がありうる情報等については、必ずしも整合性を求めない</p>

配電用変電所  
以下に  
接続する電源

電源種別ごと（太陽光発電、風力発電、その他電源等）の容量の合計値
----------------------------------

電源種別ごと（太陽光発電、風力発電、その他電源等）の容量の合計値
----------------------------------

更新頻度

年1回
-----

新設計画：半年に1回 その他：年1回
-----------------------